

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

医療・介護・障害福祉分野の職員の賃金は、政府が定める公定価格で決まるため、物価高に伴うコスト上昇分を迅速に反映できず、低く抑えられる傾向が指摘されている。また、同分野の有効求人倍率も全職種の倍率を大きく上回っており、人材の確保・定着が難しい状況が続いている。今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心とした基本給の引上げなど、賃上げが進む中で、介護職員などへの対策もなされているが、他職種との賃金格差はさらに拡大している。

医療・介護・障害福祉の担い手は社会生活を支えるエッセンシャルワーカーとして重要であり、十分な賃上げにつながる報酬改定をはじめとする対策を着実に実施していかなければならない。

については、国におかれては、同分野における処遇改善や人材確保のため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 医療・介護・障害福祉分野の職員の賃上げについて、総合経済対策における処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、令和6年度の診療報酬と介護報酬の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のための手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用をさらに推進すること。
- 3 医療・介護・障害福祉を担う職員は、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、その住居の確保のため、公営住宅の空き家を弾力的に活用できるよう「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

衆議院議長	額	賀	福志郎	殿
参議院議長	尾	辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸	田	文雄	殿
財務大臣	鈴	木	俊一	殿
厚生労働大臣	武	見	敬三	殿
国土交通大臣	斉	藤	鉄夫	殿
内閣官房長官	林		芳正	殿

京都府議会議長 石田宗久